

富山県第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る主な数値目標の概要（国の基本指針に当てはめた試算）

計画に定める主な数値目標等 (国基本指針を踏まえ設定)		数値目標等の概要（国の基本指針にあてはめて試算）						
1 令和5年度の成果目標		項目	第5期 計画値	R2 実績見込	国 基本指針	試算値 R5	考え方	
① 福祉施設の入所者の地域生活移行 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ④ 福祉施設から一般就労への移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①福祉施設の入所者の地域生活移行	地域移行者数	70人 (5.1%)	25人 (1.8%)	[5期] 9%以上 [6期] 6%以上	80人 (6.0%)	[第5期] 市町村目標の積み上げ [第6期] R1年度末時点の入所者(1,331人)に対する地域移行者の数	
		入所者削減数	33人 (2.4%)	46人 (3.4%)	[5期] 2%以上 [6期] 1.6%以上	22人 (1.7%)	[第5期] 市町村目標の積み上げ [第6期] R1年度末時点の入所者(1,331人)から上記地域移行者(80人)や新規入所者を差し引いた人数 ※新規入所者：特別支援学校卒業生の施設入所等を勘案	
	②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数			292日 ※	316日以上	316日以上	国基本指針のとおり ※各都道府県における平成28年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院後1年以内の地域における平均生活日数のうち、上位10%の都道府県が達成している値(316日)を基本とする
		1年以上長期入院患者数(65歳以上)	902人	1,236人 (H30年度時点)	基本指針に示される式により算定された患者数	調整中	調整中	国基本指針のとおり ※6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数 ※富山県医療計画における数値目標(R6年度636人)とも整合性を図り試算
		1年以上長期入院患者数(65歳未満)	663人	695人 (H30年度時点)	基本指針に示される式により算定された患者数	調整中	調整中	国基本指針のとおり ※6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数 ※富山県医療計画における数値目標(R6年度446人)とも整合性を図り試算
		入院後3ヶ月時点の退院率	69%以上	61% (H29年度時点)	[5期] 69%以上 [6期] 69%以上	69%以上	69%以上	国基本指針のとおり ※ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヶ月以内に退院した者の割合
		入院後6ヶ月時点の退院率	84%以上	73% (H29年度時点)	[5期] 84%以上 [6期] 86%以上	86%以上	86%以上	国基本指針のとおり ※ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6ヶ月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	90%以上	80% (H29年度時点)	[5期] 90%以上 [6期] 92%以上	92%以上	92%以上	国基本指針のとおり ※ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合		

※ 平成28年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院後1年以内の地域における平均生活日数

計画に定める主な数値目標等  
(国基本指針を踏まえ設定)

数値目標等の概要 (国の基本指針にあてはめて試算)

1 令和5年度の成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目		第5期 計画値	R2 実績見込	国 基本指針	試算値 R5	考え方
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	各圏域に 1箇所以上	0箇所	各市町村または各圏域に 少なくとも1つ以上確保 しつつ年1回以上運用状 況を検証、検討	4箇所以上	国基本指針のとおり ※地域生活支援拠点等の整備数
	運営状況の検証及び検討		0回		1回以上	国基本指針のとおり ※地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
④福祉施設からの一般就労への移行等	一般就労移行者数(年間)	194人 (1.55倍)	128人	[5期] 1.5倍以上 [6期] 1.27倍以上	169人 (1.27倍)	[第5期] 市町村目標の積み上げ [第6期] R1年度の一般就労移行者(133人)の1.27倍以上
	就労移行支援事業からの移行		53人	1.30倍以上	73人 (1.30倍)	R1年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者(56人)の1.30倍以上
	就労継続支援A型からの移行		47人	1.26倍以上	60人 (1.28倍)	R1年度の就労継続支援A型事業からの一般就労移行者(47人)の1.26倍以上
	就労継続支援B型からの移行		24人	1.23倍以上	30人 (1.25倍)	R1年度の就労継続支援B型事業からの一般就労移行者(24人)の1.23倍以上
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所		7.5割	7割以上	7割以上	国基本指針のとおり ※就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

計画に定める主な数値目標等  
(国基本指針を踏まえ設定)

数値目標等の概要 (国の基本指針にあてはめて試算)

1 令和5年度の成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	第5期計画値	R2実績見込	国基本指針	試算値R5	考え方	
⑤障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センター設置数	6箇所以上 (1市、4圏域)	5箇所 (4圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第5期から変更なし	15箇所以上	国基本指針のとおり ※児童発達支援センターの設置箇所数
	保育所等訪問支援を利用できる体制	15市町村	6箇所 (4圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第5期から変更なし	15市町村	国基本指針のとおり ※保育所等訪問を利用できる体制を構築する市町村箇所数
	難聴児支援のための中核機能を果たす体制		0箇所	県に1つ	1箇所	国基本指針のとおり ※県において難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	9箇所以上 (1市、4圏域)	6箇所 (2圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第5期から変更なし	15箇所以上	国基本指針のとおり ※重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	9箇所以上 (1市、4圏域)	7箇所 (2圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第5期から変更なし	15箇所以上	国基本指針のとおり ※重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	1箇所	県に1つ	1箇所	国基本指針のとおり ※医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置箇所数
		4箇所 (各圏域)	4箇所 (各圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第5期から変更なし	4圏域	
		15箇所 (各市町村)	15箇所 (各市町村)		15箇所以上	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8人	11人	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して必要となる数を配置	15人以上	国基本指針のとおり ※医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数
	⑥相談支援体制の充実・強化等		0箇所	各市町村または各圏域において体制を確保	4箇所以上	国基本指針のとおり ※基幹相談支援センター等における総合的・専門的な相談支援を実施や地域の相談支援事業者に対する支援の実施により相談支援体制の充実・強化に向けた体制が確保されている圏域数
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		0箇所	県や各市町村において体制を構築	15箇所以上	国基本指針のとおり ※障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制が構築されている市町村数	